解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

福岡市中央区天神二丁目三番三六号ｉｂｂｆｕｋｕｏｋａ二〇二

合同会社福岡ファンド1号

清算人　福永　健司

解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

福岡市西区野方三丁目三五番二七号

福西産業株式会社

代表清算人　大島　通則

解散公告

当法人は、平成二十四年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

鹿児島県鹿屋市新川町二四一―一七

特定非営利活動法人ＡＧＥＩＮＧ

清算人　山﨑美佐子

解散公告

当社は、平成二十四年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

沖縄県沖縄市松本六丁目一三番三号

有限会社おおとみ造園土木

清算人　宮城ヒロミ

解散公告（第二回）

当管理組合は、平成二十三年十一月三日開催の第十七期通常総会の決議により解散したので、当管理組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

静岡県熱海市林ガ丘町四の一

コスモ熱海林ヶ丘管理組合

清算人　河原　嘉良

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

神戸市中央区港島中町四丁目一番一

財団法人神戸市開発管理事業団

代表清算人　笹井　徹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月三十日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

広島県呉市安浦町安登西五丁目二五番二六号

学校法人浄念寺学園

清算人　平谷　行則

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年九月四日志布志市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号

清算法人志布志町土地改良区

清算人代表　大野　全生

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

仙台市青葉区落合二丁目二番一二号

特定非営利活動法人仙台スポーツシューレ

清算人　庄子まさの

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月二十七日開催の会員総会の決議により解散致しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

東京都中央区日本橋人形町二丁目一六番二号

社団法人国際労働運動研究協会

代表清算人　岩井　進一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月三十日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月四日

和歌山市東小二里町六番二号

学校法人堤学園松ヶ丘服装学院

清算人　井上　悦子

配当公告

岐阜県岐阜市鷺山一二八〇番地の一

破産者　株式会社協和ハウス

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十年(フ)第三二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、二四八、七七九、二二六円

（内優先債権額　金二、四六五、五〇四円）

一、配当することのできる金額

金五〇、六八六、五四二円

（内優先債権額　金二、四六五、五〇四円）

平成二十四年十月四日

岐阜市若宮町九丁目四番地大久保ビル二階

破産管財人　大久保　等

配当公告

香川県高松市林町一二〇〇番地一

破産者　株式会社プレカット香川

右の者に対する高松地方裁判所平成二十一年(フ)第二六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八四一、九二六、二〇五円

一、配当することのできる金額

金二二、六八三、三五一円

平成二十四年十月四日

香川県高松市寿町一丁目三番二号高松第一生命ビル五階中村秀樹法律事務所

破産管財人　弁護士　中村　秀樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千十五万円減少し一千三百三十五万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十四年九月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年十月四日

沖縄県石垣市字大浜一四一二番地

株式会社八重山食肉センター

代表取締役　中山　義隆

第39期決算公告

平成24年10月4日

沖縄県石垣市字大浜1412番地

株式会社八重山食肉センター

代表取締役　中山　義隆

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	50,517
	固定資産	51,093
	合計	101,610
純資産の部及び負債	流動負債	34,899
	負債	125,190
	資本金	△58,478
	株主資本	133,500
	利益剰余金	△191,978
	その他利益剰余金	△191,978
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	101,610